

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 29 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2（第 2 条関係）				別表第 2（第 2 条関係）			
環境生活事務関係手数料				環境生活事務関係手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験機関等
[略]				[略]			
24 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	[略]	<u>4,000 円</u>		24 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	[略]	<u>4,500 円</u>	
25 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条第 2 項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>4,000 円</u>		25 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条第 2 項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>4,500 円</u>	
26 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	[略]	<u>4,000 円</u>		26 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	[略]	<u>4,500 円</u>	
27 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 53 条第 2 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>4,000 円</u>		27 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 53 条第 2 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	[略]	<u>4,500 円</u>	

査			
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
5 [略]	[略]		

査			
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
5 [略]	[略]		
5の2 <u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第26条第2項の規定に基づく地域限定通訳案内士試験の実施</u>	<u>地域限定通訳案内士試験手数料</u>	8,100円	
5の3 <u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項において読み替えて準用する通訳案内士法第20条第1項の規定に基づく地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査</u>	<u>地域限定通訳案内士登録申請手数料</u>	5,100円	
5の4 <u>外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正</u>	<u>地域限定通訳案内士登録証訂正手数料</u>	4,000円	

6 [略]	
[略]	

備考 [略]

別表第8（第2条関係）

教育関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
3 [略]	[略]		
4 [略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

5の5 外国人観光旅客の来訪地 域の整備等の促進による国際観 光の振興に関する法律第36条第 2項において準用する通訳案内 士法第24条の規定に基づく登録 証の再交付	地域限定通訳 案内士登録証 再交付手数料	4,000円	
6 [略]			
[略]			

備考 [略]

別表第8（第2条関係）

教育関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
3 [略]	[略]		
3の2 <u>教育職員免許法第5条の 2第3項の規定に基づく普通免 許状の新教育領域の追加</u>	教育職員の普 通免許状の新 教育領域追加 手数料	3,300円	
4 [略]			
[略]			